
伊勢崎市学校規模の適正化に関する
基本方針検討委員会

年月：平成26年10月2日
場所：市役所職員研修室

開催年月日
開催の場所

平成26年10月2日(木)
伊勢崎市役所 本館5階職員研修室

◇ 会議日程 ◇

第1 開会

第2 議事

- (1) 第2回学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会のまとめについて
- (2) 群馬県市町村立小中学校教職員配当基準について
- (3) 本市における学校規模の適正化に関する考え方について
 - ①適正規模の基準
 - ②適正規模の許容範囲(適正基準に準じる学級数)
 - ③学校規模適正化の検討基準(適正化の検討に着手する学級数)

第3 その他

第4 閉会

※出席委員

- 1番 立見康彦
- 3番 高畑博
- 4番 新井周雄
- 5番 石原伊知男
- 6番 栗原好夫
- 7番 武井茂雄
- 8番 五十嵐武
- 9番 吉田信一
- 10番 石井秋治
- 11番 板垣繁實
- 12番 本田稔
- 13番 田島昇
- 14番 中島啓元
- 15番 吉野和仁
- 16番 小林英司

※欠席委員

- 2番 塩野信敏

※出席者

- 教育長 徳江基行
- 教育部長 越須賀隆一
- 教育部副部長 中島仁
- 総務課長 細井篤
- 学校教育課長 井上貴夫
- 書記 田部井恵美子
- 書記 久保田晃代
- 書記 日向野佑美

開 会	<p>—— 開会宣言 ——</p> <p>委員長から開会宣言があった。</p>
議 事	<p>—— (1) 第2回学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会のまとめについて——</p> <p>総務課長より、配布資料について説明がされた。</p> <p>《委員長》</p> <p>以前、小学校は12～24学級、中学校は12～18学級の基準がよいのではという話がありましたが、中学校の場合、伊勢崎市の実情に合った適正規模を考えるとどうなのか、審議していきたいところです。</p> <p>少なくとも各学年2学級は必要であり、上限については、実情に合わせて、実際にできているのか、いないのかを踏まえて意見を集約していきたいと考えます。</p> <p>—— (2) 群馬県市町村立小中学校教職員配当基準について——</p> <p>—— (3) 本市における学校規模の適正化に関する考え方について——</p> <p>①適正規模の基準</p> <p>②適正規模の許容範囲（適正基準に準じる学級数）</p> <p>③学校規模適正化の検討基準（適正化の検討に着手する学級数）</p> <p>総務課長より、配布資料について一括説明がされた。</p> <p>《委員》</p> <p>適正規模の基準から、許容範囲をどこまで認めるかは、やはり難しいです。境地区の中学校が3つ該当していますが、現状を考えると適正化は難しいのではと思います。</p> <p>《委員》</p> <p>適正の許容範囲が広がっていますし、事務局の意見やデータから作られた原案のとおりで妥当かと思います。</p> <p>地域との細かい調整が必要ではありますが、これでよいと思います。</p> <p>《委員》</p> <p>私も原案のとおりでいいと思うのですが、一つ疑問があります。</p> <p>北小学校が特認校制度を導入しており、伊勢崎全区から入学可能だと聞きましたが、北小学校の新入生がどのくらい増えているのか知りたいです。</p>

北小学校通学区域内の人口は、それほど増えていないと思うのですが、入学者が増えているということは、どのような対応をしているのでしょうか。

《委員長》

特別な配慮がなされていると思いますが、具体的なものについては、これから事務局が資料を整えて説明します。

《委員》

適正規模については素人には分かりませんが、経験者の方々の意見に賛成します。

ただ、我々区長としては、通学区域の設定への配慮をお願いしたいです。

《委員》

実情に合わせた適正規模ということでしたが、小学校の学級数が国の基準より増えていることについて、どういう実情だから増えているのかということが知りたいです。

《委員長》

12～18学級が、12～24学級になった点について、実情の理由が知りたいということでしょうか。

《委員》

実情があってそれが出たのだから、そのことについて知りたいです。

《委員長》

具体的に知りたいということですね。後ほど、事務局から説明いたします。

《委員》

名和小学校が5年後に2クラス増えることになっていますが、基本的な理由として人口が増えるからでしょうか、5年後の通学区域を見直しているのでしょうか。

子どもが増えるということならば、条件は多くない気がします。

クラスが増えるということは、1クラスの子どもを少なくするのでしょうか。

運動会で浅間団がなかったり、徒競走がすぐに終わってしまったりと、子どもが少なくなっているように感じますが、5年後に2クラス増えるということは何を根拠にしているのか伺いたいです。

《総務課長》

現在生まれている0～5歳児の数を基に5年後を予測して数字を出しています。今後見込まれる転入転出者等については考慮していません。地区によっては、子どもが増えているものもあります。

《委員》

私も先程発言した委員と似たような印象を持っています。我々が育った時代と違い、今の教育そのものを考えると、1クラス30人が妥当でしょう。子どもが少ないと運動会が寂しく感じられます。実感としてあることだけ申し上げます。

《委員長》

やはり、適正規模は必要だということに繋がりますね。

《委員》

事務局の説明等を聞いて、なるほどと思います。専門家ではないので判断が難しいが、妥当ではないかと思います。

《委員》

私も原案のとおりでいいのではと思います。区長の立場から一言言わせてもらおうと、区によって子ども育成会等があります。できれば、行政区単位、自治体単位での通学区域の設定を配慮願います。学校教育と地区教育のなかで、子どもの育成ができるのではないのでしょうか。

《委員長》

同じ適正規模であっても、行政区をしっかりと考えて欲しいということですね。

《委員》

境地区の中学校に部活動の種類がないことが気になっています。娘のバレーボールの大会でも境地区には3つの学校があるのに、1つも出場しないと聞きました。生徒が少なくて、部活動ができないと困ります。伊勢崎はスポーツ宣言都市でありますので、それを考えると原案どおりでよいと思います。小学校については、通学距離の考慮があればよいと思います。

《委員》

小学校が12～24学級というのは教員からの視点ではいい基準だと感じます。来年度の子どもについても、〇〇町はこの小学校というように決めているが、様々な事情により、指定校を変更するといった流動的な現状があります。

この範囲であれば、子どもの多い少ないはあれど、学校として成り立つというように、落しどころの数であるように思えます。

《委員》

中学校の12～18学級というのは妥当な規模でしょう。

また、伊勢崎の実情に合わせた許容範囲が設定されていますが、その理由付けを明確にするべきです。

例えば、なぜ全学年が8学級以下を維持できるのかについては、校舎の造りが9学級を想定したものになっているためであるというような、教室等の問題でという意味づけがあります。

或いは、2学級以上を維持できないと3年間同じ生徒がずっと同じクラスになってしまうということから、許容範囲が決められたという意味づけもできます。

《委員》

資料を見た感じでは、教員配置の点でも模範どおり、原案のとおりで問題ないと考えます。

《委員》

私も原案に賛成です。

1つ質問があるのですが、資料1と資料2を見ると、宮郷小学校は平成26年から平成31年にかけて増えていて、宮郷第二小学校は減っていますが、合わせると学級数が平成26年と平成31年で同じになっています。

それに比べて中学校では、平成26年で許容範囲の上限を超えているのに対し、平成31年では範囲内に収まっています。

どういうことでしょうか。

《学校教育課長》

学年によって差がありますから、小学校の1～6学年全体では増えていても、6年生は少ないということもあり得ます。

今後宮郷中学校が増えていくことは間違いありませんが、この時点では増減にずれが生じているものと思われまます。

《委員長》

原案が示され、案に対して基準と許容範囲が示されました。

委員会ではこれが妥当であると、結論を出したいですが、よろしいでしょうか。

委員から「異議なし」の声があがった。

総務課長及び学校教育課長から資料の補足説明がなされた。

- ・北小学校の特認校制度を利用しての就学児童数について
- ・小学校の適正規模を国の基準より引き上げた理由について

《委員長》

次に、対象の学校の特定に入りたいと思います。

平成31年度を見越すと、境島小学校が挙げられるでしょうか。

境島小学校が統合された場合、境地区のどこの小学校と一緒にするのかについても併せて検討する必要があります。

また、宮郷小学校についても、二つに分けるか、宮郷第二小学校を合わせて通学区域を見直すべきか、或いはこのままでなんとかできそうなのか、という上で検討の対象になります。

中学校について、今の時点では、なしでよろしいでしょうか。

《委員》

先程委員から発言があったように、子どもの数が足りないから部活動が成りゆかない現状があるのに併せて、6学級しかない中学校は、教わる先生が専門でない先生であるなど、教育の機会が与えられているのかどうか心配です。許容範囲の加減が低すぎはしないでしょうか。

《委員長》

中学校について、許容範囲内であっても検討対象外ではないということですね。

許容はあくまで許容であって、地区からの意見を除外するものではないということであれば適正化に向けた柔軟な対応がしやすくなりますね。

《委員》

部活動に限定して言うと、境西中学校の男子ができる部活動は、野球、陸上、ソフトテニス、サッカー。女子に関しては、バレー、ソフトテニス、陸上、卓球、それ以上増やすと部員が集まらなくて共倒れになります。

保護者の方から水泳部を立ち上げて欲しいと要望がありましたが、断ったこともありました。

また、生徒の減少に伴い、教員の指導の人数も減らさなくてはいけないという現状もあります。

適正規模とは関わらず、どこの中学校も部活動の数には頭を悩ませています。保護者や地域と話し合いをして連携する必要があります。

